

福岡県公報

平成二十三年六月一日
第三千二百六十一号
増刊
①

目次

規則 (第二十四号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) ……………一

告示 (第九百四十八号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(港湾課) ……………七

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年六月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「相続人代表者(変更)届書」を「相続人代表者指定(変更)届書」に改める。

第七十条の五中「第百三十七号様式」の下に「及び第百三十七号の二様式」を加える。

様式目次中

「二の四

相続人代表者(変更)届出書

「四条の二

」を

二の四

相続人代表者指定(変更)届出書

四条の二

に、

百三十七

法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の承認申請書、承認書

四十七条の二十三

七十条の五

を

百三十七

軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認申請書

四十七条の二十三

七十条の五

に改める。

百三十七の二

軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認書

四十七条の二十三

七十条の五

第二号の四様式を次のように改める。

第2号の4様式（第4条の2関係）

相続人代表者指定(変更)届出書					
年 月 日					
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p style="text-align: center;">県税事務所長 様</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>相続人代表者 住(居)所 氏名(名称) ㊟</p> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">下記のとおり相続人の代表者を指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。</p>					
被 相 続 人	死 亡 時 住(居)所				
	氏 名	死 亡 年月日	年 月 日		
相 続 人	氏 名 (名 称)	印	住 (居) 所 (事務所・事業所)	被相続 人との 続 柄	相 続 分
相続人代表者の 氏名(名称)					
備 考					

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名押印又は記名押印をしてください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第三百二十七号様式を次のように改める。

第137号様式（第70条の5関係）

<p>軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>県税事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">免税軽油使用者証番号第 号 住所(所在地) 氏名(名称) ㊟</p> <p>地方税法第144条の31第 $\frac{4}{5}$ 項の規定により、免税用途に供した軽油の承認を受けた く事実を証する書類を添えて申請します。</p>	
免税証の交付を申請した軽油の数量	リットル
交付を受けた免税証に係る 有効期間及び軽油の数量	年 月 日から 年 月 日まで リットル
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した理由	
上記の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の数量	リットル
免税軽油以外の軽油 を引き渡した販売業者	住 所(所在地)
	氏 名(名称)
免税証の交付を申請することができなかった理由	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第三百二十七号様式の次に次の様式を加える。

第137号の2様式(第70条の5関係)

軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認書		
申請者	第 年	号 月 日
様		
	県税事務所長	印
年 月 日	申請の免税用途に供した軽油	リットルについて免税軽油として承認します。
1 この承認書は、免税取扱特別徴収義務者が地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けるための申請書に添付してください。		
2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。		
3 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。		
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。		
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。		
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

告 示

福岡県告示第九百四十八号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

福岡県知事 小川 洋

荇田港(7)保管施設の表野積場の項中

港町野積場	京都郡荇田町港町25番	1,778	を
-------	-------------	-------	---

港町野積場	京都郡荇田町港町25番	1,435	に改め、
-------	-------------	-------	------

同港(9)港湾環境設備施設の表緑地の項中

緑地	本港緑地	京都郡荇田町港町2番地	3,102	樹木、芝生、ベ ンチ	を
	荇田港 緑地公園	京都郡荇田町新浜町	34,829	樹木、芝生、ス ペリ台、ベンチ 等	
	幸町緑地	京都郡荇田町幸町	5,165	樹木、芝生	
	南港緑地	京都郡荇田町新浜町	39,40	樹木、芝生、ベ ンチ	

緑地	松山緑地	京都郡荇田町鳥越町9番1	29,221	樹木、芝生、ト イレ
	磯浜緑地	京都郡荇田町磯浜町1丁目32外	10,023	樹木、芝生、連 絡橋、トイレ

緑地	本港緑地	京都郡荇田町港町2番地	3,102	樹木、芝生、ベ ンチ	に改め、
	荇田港緑 地公園	京都郡荇田町新浜町	34,829	樹木、芝生、ス ペリ台、ベンチ 等	
	幸町緑地	京都郡荇田町幸町	5,165	樹木、芝生	
	南港緑地	京都郡荇田町新浜町	39,40	樹木、芝生、ベ ンチ	
	松山緑地	京都郡荇田町鳥越町9番1	29,221	樹木、芝生、ト イレ	
	磯浜緑地	京都郡荇田町磯浜町1丁目32外	10,023	樹木、芝生、連 絡橋、トイレ	
	港町緑地	京都郡荇田町港町	1,672	樹木、ベンチ、 学習サイン	

三池港(2)外部施設の表緑地の項中

護岸	新港町護 岸	大牟田市新港町地先	3,466	6.6	を
	岸壁取付 護岸	大牟田市西港町三井鉱山鉄橋左岸部から 新港町6番地の53	77	2	
	公園護岸	大牟田市新港町1番地の141、144	177	1~2.4	
	諏訪川左 岸護岸	大牟田市三川町1丁目諏訪橋左岸部から 三井鉱山鉄橋まで	290	3	

護岸	新港町護 岸	大牟田市新港町地先	3,466	6.6	に改め、
	岸壁取付 護岸	大牟田市西港町三池港物流鉄橋左岸部か ら新港町6番地の53	77	2	
	公園護岸	大牟田市新港町1番地の141、144	177	1~2.4	

護岸	諏訪川左岸護岸	大牟田市三川町1丁目諏訪橋左岸部から三池港物流鉄橋まで	290	3
	四山地区護岸	大牟田市四山町81番3、81番4、82番2、85番2、86番2先	2,590	3